

(単位:円)

施 設 名	使 用 料 の 内 容	使 用 料 の 区 分	8% (平成26年改正)	10% (令和元年改正)	左記差額	所 管 課
し尿及び浄化槽 汚泥以外の廃棄物 (合併前の湯布院町の区域 に限る。)	一般廃棄物処理手数料	自ら搬入するもの 軽トラック	1,020	1,040	20	環境課
	一般廃棄物処理手数料	自ら搬入するもの 2tトラック以下	2,050	2,090	40	
	一般廃棄物処理手数料	戸別収集のもの 軽トラック	3,080	3,140	60	
	一般廃棄物処理手数料	戸別収集のもの 2tトラック以下	4,110	4,190	80	
	一般廃棄物処理手数料	市が運搬する場合	2,050	2,090	40	